

令和6年度

西彼中学校いじめ防止基本方針



西海市立西彼中学校

はじめに

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の第11条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針となる国の「いじめ防止基本方針」が、平成25年10月11日に策定されました。

また、いじめ防止対策推進法第13条において、学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることが求められています。

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止を重視し、すべての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通い合う対人関係を構築できる人間性や社会性のある大人へと育てることが必要であります。すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく中で、自己有用感や充実感を感じて生活することを、いじめの未然防止の基本と考えます。

そこで、本校においては、これまでのいじめの問題に対する取組を基に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の一連の取組について、組織や年間計画等について、市教育委員会の指導を仰ぎながら、学校及び関係機関、家庭、地域の方々と連携し、学校いじめ防止基本方針を策定することとしました。

いじめ防止のための組織については、「いじめ・不登校対策部会」において生徒一人一人に状況について話し合い、日常的ないじめ防止に取り組みます。その中で、多くの方の関与が必要であり、重大な事態と判断した場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、関係機関の方々との連携を図ることとします。

西彼中学校いじめ防止基本方針を策定するうえで、国及び長崎県いじめ防止基本方針、西海市いじめ防止基本方針の改訂、いじめ対策ハンドブック、「いじめのない学校づくり」（国立教育政策研究所作成）等の各種リーフレットを参考とし、これまでの生活アンケートの見直し等も進め、組織的にいじめ防止に取り組むことができるようにしていきます。

令和6年4月1日
西海市立西彼中学校
校長 大串 久隆

西彼中学校いじめ防止基本方針

《教育目標及び目指す生徒像》

学校教育目標 『共に考え、協同して課題解決に努める生徒の育成』
めざす生徒像 「知恵を出し合い、最善を尽くす、たくましい生徒」

《PTAとの連携》

役員会等様々な機会を利用して、生徒の状況をこまめに保護者に連絡し、日頃から保護者との信頼関係を築く。

いじめ対策委員会

○校長 ○教頭
○生徒指導主事
○学年生徒指導担当 ○担任
○養護教諭
○心の教室相談員 ○SC
○SSW
○PTA 会長

《関係機関》

○西海市関係部局
○子ども女性障害者支援センター
○警察
○県教育センター
○民生児童委員・主任児童委員

《いじめの定義》

「いじめ」とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

《いじめの未然防止》

（１）学力向上を実現する授業づくり

学力向上を目指した共通実践事項と「人権感覚を高める基礎的な力」の育成を目指し、しっかりと「教え」じっくりと「考えさせる」授業づくりを行うことで、自尊感情を高め、夢や志に向かって自らの将来を切り拓く「確かな学力」を身に付けた生徒の育成を行う。

（２）活動等の充実

道徳科や特別活動、総合的な学習の時間において、人権について「学ぶ」機会を設け、「優しい思いを形に表し、言葉や行動に結びつけさせる」指導を重ねることで、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせる。さらに、仲間どうしの関わりを深める活動を行うことで、自他を大切に思う心や態度を持ち、偏見やいじめを許さない実践力を身に付けた生徒の育成を行う。

（３）生徒指導の充実

正しい身なり、大きな声による挨拶や返事、歌声を指導するとともに、きまりやルールを順守させる。また、早寝、早起き、朝ごはんなど、健康的な生活リズムをつくらせる。

(4) 生徒理解等のための校内研修の充実

県教育センター等の研修会への参加や、心理や福祉の専門家等を活用した校内研修を企画し、カウンセリング能力等の向上を図る。

(5) 保護者や地域との連携

P T A 活動や地域行事等に積極的に参加する中で、自己の役割と責任を果たし、多くの人に支えられて生きていることや、集団の中に帰属していることを自覚するとともに、感謝の気持ちを抱かせる。

《いじめの早期発見》

早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応すること、である。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。また、生活アンケートや子ども理解支援シート等を効果的に活用し、教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 生活アンケートの実施

学校生活を振り返り、生活状況や気持ち等を把握したり、具体的な実践活動に取り組みせたりすることで、いじめに気づく力を高める。

(2) 人権平和委員会の取組

人権平和委員会を中心に、さまざまな実践活動に取り組み、生徒の目からいじめを防止し、生徒の具体的な行動の中で「温もり」のある環境をつくる。

(3) 生活ノートの活用

日々の生活記録に目を通して、交友関係や悩みを把握し、家庭訪問や教育相談に生かす。

(4) 教育相談の実施

年に2回、上記(1)～(3)を基に、日頃の気付きを話しながら、生徒の悩みや困り事などに寄り添い、信頼関係の構築に努める。

(5) いじめ対策委員会の実施

必要に応じて行われる、いじめ対策委員会で、生徒の現状と課題を確認し、対応策を検討する。また、必要に応じて関係機関に相談し、多くの目と手をかけて解決を図る。

(6) 心の教室相談員・スクールカウンセラーの活用

心の教室相談員やS Cによる、生徒や保護者への面談を実施し、生徒や家庭の情報等を収集する。

(7) 相談機関等の周知

学校の相談窓口や機会、学校外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

《いじめに対する措置》

いじめ対策委員会において、いじめとして対応すべき事案と判断した場合は、保護者の協力を得て、関係機関とも連携して組織的に迅速に対応する。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、問題の解消と再発防止まで責任を持ち、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、人間性・社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

さらには、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」として判断した場合には、教育委員会と連絡を取り、警察署との相談または通報を迅速に行い、被害生徒を守るために厳正に対処する。

＜調査を要する重大事態の例＞

- 生徒が自殺を企画した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
 - ・暴行を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされて脳震盪となった。
 - ・殴られて歯が折れた。
 - ・カッターで刺されそうになったため、防いだ。
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・多くの生徒の前でズボンと下着を無理矢理に脱がされた。
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を要求された。
- いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

(1) いじめられた生徒及び保護者への支援

いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを被害生徒及び保護者に伝え、聴き取りやアンケート調査等により事実関係を聴取する。その際、組織的に対処することとし、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮の下でのケアや指導を行うことに留意する。

(2) いじめた生徒への指導及び保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）を行う。または、警察等との連携による措置も含めて毅然とした対応を行う。なお、確実な

情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

(4) 解決に向けた指導・援助と継続的な指導と解消の要件

いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消し心身の苦痛を感じないという要件を満たした期間は少なくとも3か月を目安とする。
その後も継続して十分な注意を払い観察や面談を行う。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局または地方法務局等と適切な連携を図る。

《年間計画》

4月	学校いじめ防止基本方針の確認 ホームページ上の公開 「仲間づくり」の取組 PTA総会での説明・確認	<学校諸会議等>会 ○いじめ対策委員会 ○生活アンケート
6月	第1回教育相談(全学年) 立和学習(中2) 長崎っ子の心を見つめる教育週間 「命を見つめる」授業公開	<生徒会活動> ○執行部 ○生活整美部 ○学習部
7月	平和学習・戦争遺構巡り(中1) 西彼地区生徒指導連絡協議会 学校評価(前期)	<PTA活動> ○親子除草作業 ○人権講演会
8月	平和祈念集会	<地域行事への参加> ○各地区における祭り ○地域の福祉施設や病院との交流
9月		○流学習
10月		
11月	第2回教育相談(中1・中2) 三者面談(中3) 入権学習(全学年)	
12月	人権集会 西彼地区生徒指導連絡協議会 学校評価(後期)	
1月		
2月	西彼地区生徒指導連絡協議会 学校評価(まとめ)	
3月		

《組織的な対応イメージ》

① いじめの予防

- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる」教育週間等による道徳教育などの充実
- 生徒会や人権平和委員会の活動を通じた自浄能力の育成
- 生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 生徒のよいところを認める「積極的な生徒指導」の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

② いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員、生徒、保護者、地域から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を明確にし、組織化する。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携
⇔
関係機関

⑤-A 生徒への指導・支援

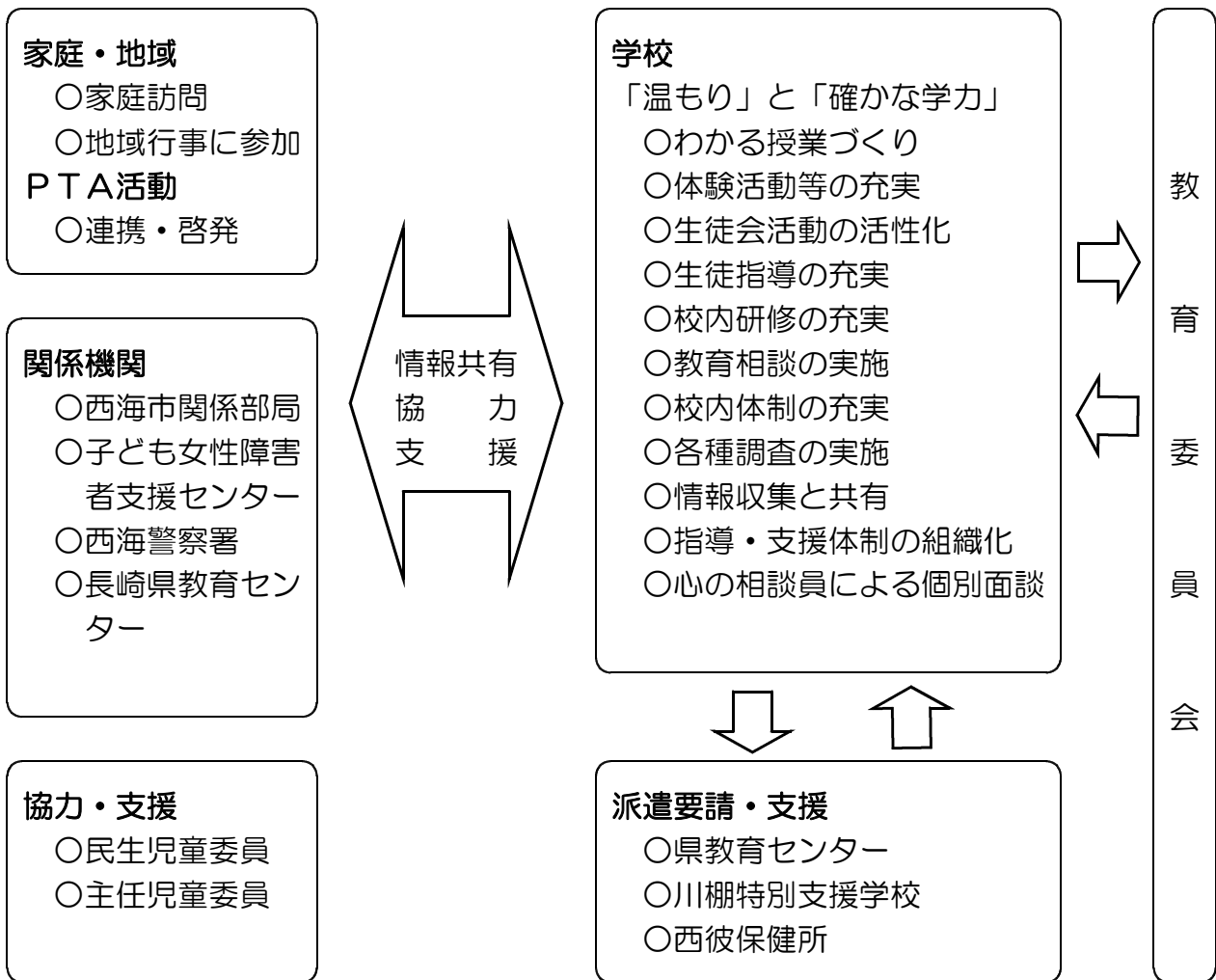
- いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※随時、指導・支援体制に修正を加え、組織で適切に対応する。
※常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



《構成メンバー》

いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、担任、養護教諭、心の教室相談員、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、PTA会長

※ 重大な事態と判断した場合は、市教育委員会と連絡し、関係機関からの協力・支援を依頼する。